

◎佐賀県条例第7号

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により県税の課税免除をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 促進区域 法第4条第2項第1号に規定する区域をいう。
- (2) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。第5号及び次条第1号において「省令」という。）第2条各号に掲げる要件に該当する施設をいう。
- (3) 承認地域経済牽引事業者 法第14条第1項に規定する事業者をいう。
- (4) 施設設置者 促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者をいう。
- (5) 同意日 法第4条第6項の規定による同条第1項の基本計画の同意の日（当該同意の日が省令第2条第1号に定める日以前であるものに限る。）をいう。

(県税の課税免除)

第3条 知事は、地方税法第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。

- (1) 不動産取得税 省令第3条第1号に規定する期間内に、施設設置者について、対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額
- (2) 固定資産税 施設設置者について、対象施設の用に供する構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）で同意日以後に取得したのものに対して課する税額

2 前項第2号の規定により課税を免除する期間は、最初に固定資産税が課されることとなる年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 前条の規定による課税免除を受けようとする施設設置者は、規則で定める期限までに、知事に申請しなければならない。

(課税免除の適用除外)

第5条 知事は、第3条の規定による課税免除を受けようとする施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の規則で定める公害防止等に関する法令及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）に違反した場合において、設備の改善その他公害の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

(2) 前条の規定による課税免除の申請に係る対象施設の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

（佐賀県行政手続条例の適用除外）

第6条 佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。